

登録代行機関の登録等実施要領

制 定 令和元年7月30日付け元消安第1389号消費・安全局長通知

第1 趣旨

本要領は、「空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日付け国空航第734号、国空機第1007号国土交通省航空局長通知、27消安第4546号農林水産省消費・安全局長通知。以下「両局長通知」という。）の2-1（2）の消費・安全局長が登録する機関（以下「登録代行機関」という。）の登録等に係る手続について定めるものである。

本要領に基づいて登録された登録代行機関による、空中散布を目的とした無人ヘリコプターに関する航空法上の許可承認の申請の代行は、登録代行機関による代行申請によらない申請を妨げるものではない。

第2 登録の申請

登録代行機関の登録の申請をしようとする者は、両局長通知2-1（3）に掲げる要件を備える者であることを示すものとして、関係資料を添付し、別記様式を提出するものとする。

第3 登録

消費・安全局長は、申請をした者が、両局長通知2-1（3）に掲げる要件の全てに適合すると認められる場合には、当該申請をした者を登録代行機関として登録する。

第4 登録事項の変更等

第3の登録を受けた登録代行機関は、別記様式に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく報告するものとする。

第5 登録の更新

登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とし、有効期間の満了後引き続き登録代行機関の業務を実施しようとする者は、有効期間の満了する日の前日の3月前の日から1月前の日までに登録の更新の申請をしなければならない。なお、第2から第4までの規定は、登録の更新について準用する。また、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。

第6 実地調査及び報告の徴収

消費・安全局長は、消費・安全局植物防疫課の職員に、実地調査を実施さ

せ、登録代行機関が登録代行機関業務を適切に実施しているかどうかを確認する。また、消費・安全局長は、この要領の施行に必要な限度において、登録代行機関に対し、両局長通知 2-1 (2) b) に掲げる業務に関し必要な報告を求めることができる。

第 7 登録の取消し

消費・安全局長は、次に掲げる場合には、登録代行機関の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録代行機関が第 3 に掲げる要件を備えなくなると認める場合
- (2) 登録代行機関が、第 6 の実地調査への協力又は求められた報告を合理的な理由なく拒否した場合
- (3) 両局長通知 2-1 (2) b) に掲げる業務を行う上で不正行為があったと認める場合

第 8 登録等に係る公表及び国土交通省への通知

第 3 から第 5 まで及び第 7 の規定により、登録代行機関の登録等を行ったときは、登録等の年月日、登録代行機関の名称、所在地及び連絡先、その行う業務の種類その他必要な事項をインターネットにより公表するとともに、国土交通省航空局に通知するものとする。

別記様式（第2（第4及び第5において準用する場合を含む。）関係）

登録代行機関登録申請書（新規・事項変更・登録の更新）

年 月 日

消費・安全局長 殿

申請者住所 （機関名称）
氏 名 （代表者名） ⑩

無人ヘリコプターによる空中散布に係る登録代行機関として（登録・登録事項の変更・登録の更新）を希望するので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の概要
（名称、所在地、設立年月日、定款、組織図、会員名簿等）
2. 登録代行機関として行う業務について定めた内部規程
3. 登録代行機関として行う業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
4. 登録代行機関として行う業務又はこれに関連する業務の実績がある場合はその実績
5. 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類
6. 役員の氏名及び担当する業務の範囲を記載した書類